

玄米及び精米品質表示基準の一部改正（案）について

【1】意見

この度、本年7月より「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（通称、米トレーサビリティ法）が完全施行され消費者への産地情報の伝達が義務化されるのに伴い、JAS法「玄米及び精米品質表示基準」を改正し、農産物検査法による証明を受けていない原料米を使用した精米等であっても産地を表示できるように見直す改正案について、4点につき以下のように考えます。

- 1) 米トレーサビリティ法に基づいて伝達される産地情報は、従来の農産物検査法に基づく証明以外の方法として検討され、産地表示の根拠となるはずだったと理解しています。しかしながら、消費者庁の改正案では、農産物検査法に基づく検査米と未検査米を区別できるように、カッコ書きで「△△県産（産地未検査）」と表示する案が示されています。

このように農産物検査の情報を併記することは、米トレーサビリティ法に基づく産地情報が産地表示の根拠として「証明が不十分」であることを意味し、農産物検査の証明こそが不可欠であることを強調することになります。よってカッコ書き（産地未検査）は削除すべきです。

産地表示が「米トレーサビリティ法に基づく」ことを表記するなら、例えば

[米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法という）に基づく表示 △△県産]

のようになればよいと考えます。なお、次のような簡略表記ができるように工夫することも必要です。

[米トレーサビリティ法に基づく表示 △△県産]

- 2) 今回の改正案は農産物検査法による検査米かどうかにより注目が集まりやすく、その反面、米トレーサビリティ法の施行に伴う産地表示であるという改正の趣旨が分かりにくいものとなっています。検査米と未検査米の違いを区別する表示を重要と考えるのであれば、検査米には検査を行った旨及び検査等級も表示することが必要です。

- 3) また、改正案は「生鮮食品品質表示基準」との整合性が取れなくなります。

玄米及び精米品質表示基準が対象とするのは消費者向けの包装容器入り精米のみであり、バラ売りの米や未検査米を業務用に仕向ける場合は、リンゴやミカンなど他の農産物と同じく生鮮食品品質表示基準が適用されることから、第三者証明がなくとも産地表示が可能であり、両表示基準の間で整合性がとれなくなります。

- 4) 総じて今回の改正では、米トレーサビリティ法に基づいて証明できる点こそを強調すべきです。

【2】米の検査規格の見直しを求める会